

近鉄四日市駅周辺における交通結節点(バスターミナル)運営に関するサウンディング型市場調査：概要書

1. 目的

- 近鉄四日市駅交通ターミナルの整備に当たっては、「駅周辺と一体となった賑わい・歩行空間の創出」を基本目標の一つとしている。
- 事業実施に向けた参考とするため、近鉄四日市駅交通ターミナルの整備・運営に係る条件等について広く意見・提案を求める。
- 実施主体は、三重河川国道事務所。
- 調査結果は今後公募実施の参考とする。

2. 事業対象地及び意見・提案を求める範囲

- 近鉄四日市駅交通ターミナル整備予定地とする。

3. 調査の概要

対象者	サウンディング内容	
民間事業者 団体 (一者単体又は複数者から構成されるグループによる提案でも可能)	①貴社・貴団体について <ul style="list-style-type: none">貴社・貴団体についてバスターミナル運営実績 ②費用や収支について <ul style="list-style-type: none">運営・維持管理費用テナント賃料・事業収入等	③収益向上方策 <ul style="list-style-type: none">バスターミナルの新たな活用へのアイディア ③事業条件 <ul style="list-style-type: none">参加形態参加意向 ⑤その他 <ul style="list-style-type: none">その他自由意見

4. 募集に関する手続き等

- 実施要項、提出様式等の手続き資料は、国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所のホームページに掲載。
- https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/mainw/yokkaichi_bus_terminal.html

5. その他手続き等

①サウンディング内容の質問対応

- 質問・回答については、ホームページに掲載。

②個別対話の実施

- 必要に応じて個別対話（原則オンライン形式）を実施。

③サウンディング内容の公表等

- 意見・提案の概要については、提案者の確認・同意を得たうえで三重河川国道事務所HPで公表。

- 提案を行った参加者の名称、意見・提案の具体的な内容は、原則として非公表。

④参加に対するメリット

- 提案内容が事業条件等に採用された場合、当該提案を提出した参加者は今後の具体的な検討の際に円滑に検討可能。

6. スケジュール

項目	時期
①実施要項の公表	令和8年4月16日(木)
②意見・提案の受付期間	①から令和8年5月21日(木)12時まで(必着)
③実施結果の公表	とりまとめ次第

7. 問い合わせ・提出の窓口

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 計画課

〒514-8502

三重県津市広明町297

TEL：059-229-2220 FAX：059-229-2238

Email：cbr-miekeikaku@mlit.go.jp

ホームページ：https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/works/bus_terminal_sounding_chousa.html

近鉄四日市駅周辺における交通結節点
(バスターミナル)運営に関する
サウンディング型市場調査

近鉄四日市駅周辺における交通結節点（バスターミナル）運営に関するサウンディング型市場調査
実施要項

令和8年4月

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

目次

第1 募集の概要	1
1 背景	1
(1) 本事業の背景.....	1
(2) これまでの検討状況.....	1
2 募集の目的	2
3 事業の概要	2
4 事業条件等	2
(1) 事業対象地及び意見・提案を求める範囲.....	2
(2) 整備予定地の位置づけ.....	2
(3) 賑わい施設を導入する上での条件.....	2
(4) その他	3
第2 募集の手続き等	3
1 スケジュール	3
2 実施要項等の公表	3
3 実施要項等に対する質問及び回答.....	3
4 意見・提案の受付	3
(1) 応募資格	3
(2) 受付期間	4
(3) 意見・提案を求める内容.....	4
5 意見・提案内容の確認（個別対話）	4
6 実施結果の公表	4
7 本調査後について.....	5
8 その他	5
(1) 本調査への参加に対するメリット.....	5
(2) 本調査への参加による義務や制限等.....	5
(3) 費用及び著作権.....	5

別資料及び参考資料、様式一覧

別資料

- 別紙 1 事業概要書（案）
- 別紙 2 主な維持管理業務項目詳細一覧

様式

- 様式 1 質問書
- 様式 2 意見・提案書

参考資料

- 参考資料 1 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画（全体版）
- 参考資料 2 「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画
- 参考資料 3 特定車両停留施設制度概要

※上記資料は、下記ホームページからダウンロードしてください。

https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/works/bus_terminal_sounding_chousa.html

第1 募集の概要

1 背景

(1) 本事業の背景

四日市市は、我が国の東西交通の要衝に位置し、古くから東海道の宿場町・港町として栄えてきました。近年では、有数の産業都市へと発展し、新名神高速道路や東海環状自動車道、北勢バイパスなどの広域幹線道路網の整備が進むとともに、リニア中央新幹線の東京から名古屋間の事業が進められており、中部圏域の一翼を担う都市として、更なる飛躍が期待されています。

四日市市の中心市街地である近鉄四日市駅周辺の基盤整備・まちづくりについては、平成30年12月、四日市市が「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想」を策定し、中心市街地における望ましい交通結節点の在り方について、計画段階から官民連携で検討を行っています。

(2) これまでの検討状況

「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想」は、平成29年から平成30年にわたり、計6回の「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想検討委員会」を経て、平成30年12月に策定されました。令和2年度より「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、計5回、中心市街地における望ましい交通結節点の在り方について集中的に意見交換・協議を行い、令和3年3月に「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」として具体化しました。更に、令和5年には「『ニワミチよっかいち』中央通り再編基本計画」が策定されました。

これらを踏まえ、検討部会では、機能配置や全面を覆うシェルター設置、デザインなどについて議論され、運用方法の具体化について継続して検討を進めています。

なお、隣接する四日市市地下駐車場（くすの木パーキング）については、令和7年9月の記録的短時間大雨により冠水し、学識経験者等から構成する「四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会」にて復旧方法等について議論され、同年12月24日に最終とりまとめが公表されたところです。最終とりまとめでは、防災力強化としてバスタ四日市事業との連携を図ること（P. 14）が求められています。また、令和8年3月には「国管理の地下駐車場に関する浸水対策ガイドライン」が策定され、上記と同様に周辺事業との連携が重要であると記載（P. 9）されています。

表1 検討経緯

平成29年3月～平成30年11月	近鉄四日市駅周辺等整備基本構想検討委員会 https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1591158523591/index.html
令和2年6月～令和7年9月	中央通り再編関係者調整会議 https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1591922061309/index.html
令和2年6月～令和7年7月	近鉄四日市駅バスターミナル検討部会 https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/mainw/yokkaichi_bus_terminal.html
令和7年9月～令和7年12月	四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会 https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/yokkaichi_chika-parking_fukkyuu_kentou.html
令和8年3月	国管理の地下駐車場に関する浸水対策ガイドライン（直轄地下駐車場） https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/ope_mente_guideline.html

2 募集の目的

近鉄四日市駅交通ターミナルの整備に当たっては、「駅周辺と一体となった賑わい・歩行空間の創出」を基本目標の一つとしています。本サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）は、事業実施に向けた参考とするため、近鉄四日市駅交通ターミナルの整備・運営に係る条件について広く意見・提案を求めることを目的として実施するものです。

3 事業の概要

事業全般の概要については、別紙1「事業概要書（案）」を参照してください。

4 事業条件等

（1）事業対象地及び意見・提案を求める範囲

近鉄四日市駅交通ターミナルの整備・管理運営に関する事業（以下「本事業」という。）の対象地は、別紙1「事業概要書（案）」に示す「近鉄四日市駅交通ターミナル整備予定地」を計画しています。

本調査では、整備予定地の一部分の活用に関する意見・提案も可能です。

（2）整備予定地の位置づけ

近鉄四日市駅交通ターミナル整備予定地の位置づけは、別紙1「事業概要書（案）」及び参考資料1に示すとおり、現時点では「道路区域（特定車両停留施設）」を予定しています。近鉄四日市駅交通ターミナル整備予定地でのバスターミナル運営に関する条件やバスターミナル施設・賑わい施設の導入する際の条件について、意見・提案を求めます。

（3）利便施設を導入する上での条件

近鉄四日市駅交通ターミナル整備予定地への賑わい施設の導入にあたっては、下記のルールを遵守事項として想定しています。

- ・ 近鉄四日市駅交通ターミナル利用者における公共交通利用の妨げにならないこと。
- ・ 事故の発生の恐れがないこと。
- ・ 大音量の騒音を発生しないこと。
- ・ 周辺地域居住者の生活に著しく支障とならないこと。
- ・ 周辺地域事業者の商業・業務に著しく支障とならないこと。
- ・ 空間の維持管理上、支障とならないこと。

上記のほか、道路法、都市計画法、建築基準法など、提案する内容により関係法令・条例等への適合が求められます。

（4）その他

提出する意見・提案の内容は、本資料第1. 1（2）これまでの検討状況に示す内容を踏まえた

ものとしてください。

第2 募集の手続き等

1 スケジュール

スケジュールは下記を予定しています。詳細については各項目で説明します。

表2 本調査のスケジュール

項目	時期
実施要項等の公表	令和8年4月16日（木）
実施要項等に対する質問の受付期間	令和8年4月16日（木）～5月8日（金）12時まで（必着）
実施要項等に対する質問への回答	令和8年5月21日（木）12時までに随時公表
意見・提案の受付期間	令和8年4月16日（木）～令和8年5月21日（木）12時まで（必着）
意見・提案内容の確認（個別対話） ※必要に応じて実施	令和8年5月22日（金）・令和8年5月25日（月）
実施結果の公表	とりまとめ次第

2 実施要項等の公表

実施要項、別紙、各種様式及び参考資料を巻末記載のホームページに掲載します。

3 実施要項等に対する質問及び回答

実施要項のほか公表した各資料に対する質問がある場合は、質問事項を様式1「質問書」に記載のうえ、下記の期間中に、電子メールにより提出してください。質問は、別紙1「事業概要書（案）」に示す、本事業に関する質問も提出可能です。

【質問受付期間】 令和8年4月16日（木）～5月8日（金）12時まで（必着）

【提出先】 巻末記載の提出窓口を参照

【回答】 質問に対する回答は、令和8年5月21日（木）12時までに、随時、巻末記載のホームページに掲載します。なお、質問者のノウハウ等に関する質問については、回答を掲載しない場合があります。

4 意見・提案の受付

（1）応募資格

意見・提案を提出できる者は、本事業に関心があり、主体的な事業実施が可能な民間事業者、団体等の法人とします。なお意見・提案は、一者単体又は複数者から構成されるグループによる提出も可能です。

なお、暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者は参加できません。

(2) 受付期間

意見・提案を行う場合は、様式2「意見・提案書」に必要事項を記入のうえ、下記の期間中に、電子メールにより提出してください。

【提出期間】令和8年4月16日（木）～令和8年5月21日（木）12時まで（必着）

【提出先】巻末記載の提出窓口を参照

(3) 意見・提案を求める内容

以下の項目について、意見・提案等を記載してください。詳細は、様式2「意見・提案書」を参照してください。

全ての設問に回答いただく必要はありません。意見・提案は、回答可能な範囲で記入してください。

- ・ 設問1：貴社・貴団体について
- ・ 設問2：事業収支について
- ・ 設問3：収益向上方策について
- ・ 設問4：参加形態、参加意向について

5 意見・提案内容の確認（個別対話）

様式2「意見・提案書」の受理後、提出された内容を踏まえ、必要に応じて、下記の期間、意見・提案書提出者との個別対話を行う場合があります。個別対話を実施する場合に対応可能な日時を、様式2「意見・提案書」に記入してください。

提出された意見・提案書に対する個別対話の実施の有無は、事務局にて判断します。個別対話を実施する場合、その日時については、個別に調整させていただきます。

【期間】令和8年5月22日（金）・令和8年5月25日（月）

【実施方法】オンライン形式（使用システムはMicrosoft Teamsとします。）オンライン対応が困難な場合については、個別にご連絡をお願い致します。

【予定時間】1時間程度を予定

【備考】オンライン形式の場合、事前に接続テストを行う場合があります。実施日時については、個別に調整させていただきます。

6 実施結果の公表

意見・提案の概要に関し、公表の実施については今後、検討を予定しています。なお、公表の際は提案者の確認・同意を得たうえで、三重河川国道事務所ホームページに公表します。

(https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/mainw/yokkaichi_bus_terminal.html)

なお、本調査手続きに際して、提案者のアイデア等の保護のため、参加者の名称、意見・提案の具体的な内容は原則として非公表とします。

7 本調査後について

本調査結果を踏まえ、実施方針や募集要項の作成を進めることを予定しています。

8 その他

(1) 本調査への参加に対するメリット

本調査において意見・提案を提出するメリットとして、提案内容が事業条件等に採用された場合、当該提案を提出した参加者は今後の具体的な検討の際に円滑に検討できる可能性があります。なお、本調査への参加や提出された意見・提案内容の事業条件等への採用が、今後の事業化にあたり、参加者を優位に取り扱うものではありません。

(2) 本調査への参加による義務や制限等

参加者が本調査において意見・提案を提出することにより、事業を実施する義務や提案書の提出義務、事業内容や体制等の制約（例えば、今回の提案内容と異なる事業内容や別の体制での提案を制限することなど）等が生じることは一切ありません。

(3) 費用及び著作権

本調査への意見・提案の提出に関して必要な費用は、参加者の負担とします。

また、本調査で提示する資料の著作権は三重河川国道事務所に帰属し、参加者の提出する書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属します。

問い合わせ先及び提出窓口

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 計画課

〒514-8502

三重県津市広明町297

TEL : 059-229-2220 FAX : 059-229-2238

Email : cbr-miekeikaku@mlit.go.jp

ホームページ : https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/mainw/yokkaichi_bus_terminal.html